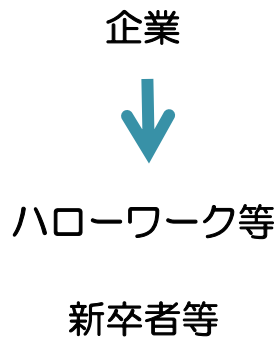


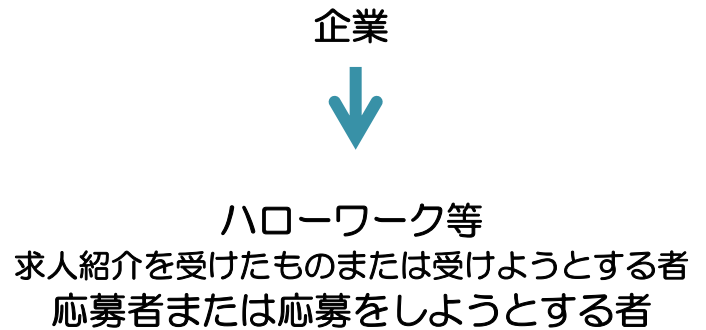
◆ 就労実態等に関する職場情報を応募者に提供する制度が始まります

新規学校卒業段階でのミスマッチによる早期離職を解消し、若者が充実した職業人生を歩んでいくため、労働条件的確に伝えることに加え、若者雇用促進法において、平均勤続年数や研修の有無及び内容といった就労実態等の職場情報もあわせて提供する仕組みがスタートします。

○新卒者等であることを条件とした募集・求人申込みを行う場合、幅広い職場情報の提供が必要です。



○応募者や、求人申込みをしたハローワーク・職業紹介事業者（職業紹介事業者としての学校を含む）または求人紹介を受けたもの等から下記の①～③の3類型それぞれについて1つ以上の情報提供が義務になります。



◆ 情報提供項目

募集・採用に関する状況

過去3年間の新卒採用者数・離職者数
過去3年間の新卒採用者数の男女別人数
平均勤続年数
(参考値として、可能であれば平均年齢についても情報提供してください。)

職業能力の開発・向上に関する状況

※制度として就業規則等に規定されているものでなくても、継続的に実施していて、そのことが従業員に周知されていれば、「有」として構いません。

研修の有無及び内容
自己啓発支援の有無及び内容
メンター制度の有無
キャリアコンサルティング制度の有無及び内容
社内検定等の制度の有無及び内容

企業における雇用管理に関する状況

前年度の月平均所定外労働時間の実績
前年度の有給休暇の平均取得日数
前年度の育児休業取得対象者・取得者数(男女別)
役員に占める女性の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合

富士宮公共職業安定所
電話 0544-26-3128
FAX 0544-23-9401

10 2803%1 ÑÓ

労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません。

新卒採用時のトラブルを防ぐため、労働関係法令の規定に違反し、是正勧告を受けたり、公表されたことのある事業所の新卒求人を一定期間不受理とさせていただきます。

《不受理となる対象と不受理機期間》

1、労働基準法と最低賃金法に関する規程

① 1年間に2回以上同一条項※の違反について
是正勧告を受けている場合

② 違法な長時間労働を繰り返してる企業として
公表された場合

不受理機関A

法違反が是正されるまで

+

是正後6カ月経過するまで

③ 対象条項違反により送検され、
公表された場合

不受理機関B

送検された日から
1年経過するまで
(是正後6カ月経過する
までは不受理期間を延長)

2、男女雇用機会均等法と 育児介護休業法に関する規程

① 法違反の是正を求める勧告に従わず
公表された場合

不受理機関A

法違反が是正されるまで

+

是正後6カ月経過するまで

※同一条項とは、項レベルまで同一のものをいいます。

